# 一般社団法人奈良県薬剤師会

# 奈良会営薬局無菌調剤室及び抗がん剤調製室の利用に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、一般社団法人奈良県薬剤師会（以下「本会」という。）の無菌調剤室及び抗がん剤調製室（以下「本施設」という。）を利用して、中心静脈栄養法にかかる医薬品または抗がん剤、その他医薬品の調製を行う場合の手続、利用方法等を定め、もって在宅医療の推進に寄与することを目的とする。

（利用の申し込み）

第２条　本施設の利用希望者は、次に掲げる方法により本会事務局（以下「事務局」という。）に申し込みをするものとする。

（1）予約

事務局あてに電話連絡し、空き状況を確認して、利用日・利用時間等必要事項を伝え予約するものとする。

なお、予約の受付時間は、月曜から金曜（祝日・年末年始を除く）の10時～16時とする。

（2）利用申込書

利用が決定した場合は、利用申込書（別記1）に必要事項を記入の上、利用当日までに事務局まで提出する(ＦＡＸ可)ものとする。

（3）利用時間

利用時間は、原則として月曜から金曜（祝日・年末年始を除く）の9時～12時とする。

なお、当日の時間延長は、予約状況によりできない場合がある。

（予約の取消し）

第３条　予約を取り消す場合は、速やかに事務局に連絡するものとする。

（利用方法）

第４条　本施設を利用する際には、本会が別に定める「奈良会営薬局　無菌調製マニュアル」または「奈良会営薬局　抗がん剤無菌調製マニュアル」に準じて作業しなければならない。

（施設利用料）

第５条　本施設の利用料金は、別記２のとおりであり、利用後に事務局へ支払うものとする。　　　　　なお、備品については原則利用者が事前に自己調達するものとする。

（原状回復）

第６条　利用終了後は、清掃し利用前の状態まで原状回復しなければならない。

２　清掃については、本会が別に定める「奈良会営薬局　無菌調製マニュアル」または「奈良会営薬局　抗がん剤無菌調製マニュアル」に準じて行わなければならない。

（免責）

第７条　本施設利用中の利用者の物品の盗難・紛失・破損事故及び人身事故等については、本会は一切

の責任を負わないものとする。

（改廃）

第８条　この要綱の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

（付則）

本要綱は、令和３年9月より適用するものとする。